

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年 4月24日

横浜市契約事務受任者
横浜市保土ヶ谷区長 神部 浩

1 契約の概要

保土ヶ谷区西谷四丁目地内緊急下水道工事

2 履行(納品)場所

保土ヶ谷区西谷四丁4番地先から西谷一丁目1番地先まで

3 契約日

令和7年10月7日

4 履行日又は履行期間

令和8年3月31日まで

5 契約金額

28,677,000円(うち消費税及び地方消費税相当額 2,607,000円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称 株式会社 新明工事 代表取締役 笠原 光博
所在 横浜市神奈川区菅田町2714-18

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

国道の既設雨水横断管 内径600mm陶管について、異常箇所報告により 破損、亀裂が激しい状況であることが判明しました。

管閉塞や道路陥没などにより、重大事故が発生する恐れがあり、安全確保に即時的な緊急下水道工事が必要であったため、随意契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

緊急的な対応であり、見積合わせ等ができないため、以下の理由により、株式会社新明工事を契約の相手方として選定しました。

- ・本市、下水道工事の施工経験を豊富に有している。
- ・保土ヶ谷土木事務所管内の下水道工事等の経験を多く有しており、当該現場及び周辺の状況を熟知している。

- ・令和7年度災害協力事業者である。
- ・選定時点において、総合評価落札方式による「保土ヶ谷土木管内下水道修繕・取付管接続受託下水道工事（その1）」の履行中であり、当該工事に即時的に対応可能である。

9 所管課

保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所